公認欠席の手続き及び学校感染症について

インフルエンザが流行期に入り秋学期開始以降、学校感染症で公認欠席手続きを行う学生が増加しています。
公認欠席について各自ご確認いただき、必要書類を揃え学生支援課にて手続きを行ってください。

1. 学校における感染症予防

学校は、感染症が流行しやすい集団生活の場です。感染症の蔓延を防ぐため出席停止などの措置を講じることが「学校保健安全法」により定められています。

2. 申請手続き

公認欠席の手続きには本学指定の**意見書**または**医療機関発行の診断書**が必要です。
料金は医療機関によって異なりますので直接ご自身でご確認ください。
※意見書・診断書の費用は自己負担となります。

① 意見書を提出する場合

意見書は本学指定の「意見書」をダウンロードし、医師に意見書の作成をお願いしてください。但し、医療機関によっては本学指定の意見書の発行に応じていただけない場合がありますので、その際は「②診断書を提出する場合」でご対応ください。

② 診断書を提出する場合

医療機関発行の診断書が必要になります。
※診断書の場合は医師に必ず出席停止期間の記載を依頼してください。

※インフルエンザや新型コロナウイルスが疑われる場合は、初回の受診時に本学指定の「意見書」を必ず持参し診断時に医師へ記入を依頼してください。
（初回受診時に記載してもらうことで、回復後の再受診の手間が省けスムーズです。）
※意見書・診断書に出席停止期間の記載および記載漏れがないか、受取時に必ずご確認ください。
※意見書・診断書について不明なことがございましたら保健室までご連絡ください。

＜注意＞

・公認欠席の申請は事後 1 週間以内に学生支援課（聖ペテロ館 1F）にご提出ください。

本学ホームページにも掲載しております、ご参照ください。
＊学校感染症以外で公認欠席として認められる事由は「公認欠席願」ページよりご確認をお願いいたします。

学校感染症ページ	意見書ダウンロード	公認欠席願ページ

保健室　電　話：0725-92-7614
メール：hoken@andrew.ac.jp